

市廃審 第04-002号
令和5年3月6日

市川市長 田中 甲 様

市川市廃棄物減量等推進審議会

会長 三橋 規 宏



市川市廃棄物減量等推進審議会の会議結果について(報告)

このことについて、第95回市川市廃棄物減量等推進審議会会議録を市川市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第4項の規定に基づき作成しましたので、報告いたします。

なお、当審議会の設置趣旨及び活動を広く市民に知っていただくため、会議録につきましては必要に応じて公表することについては差し支えありません。

《会議録》

- [会議名称] 第95回 市川市廃棄物減量等推進審議会
- [開催日時] 令和4年12月21日(水) 10時00分～11時30分
- [開催場所] 市川市役所 第2庁舎4階 大会議室2
- [出席委員] 三橋規宏会長、松本定子副会長、青山ひろかず委員、岩井清郎委員、
宇仁菅伸介委員、河井一広委員、鈴木茂委員、安東紀美代委員、
井上好子委員、篠原武義委員、栗山幸治委員、藤城博樹委員、宮方英二委員
(以上13名)
- [事務局等] (1)環境部 根本部長、米崎次長
(2)循環型社会推進課 塚原課長、青木主幹、滝内主幹、大割主幹、
村井、北澤、小谷
(3)生活環境整備課 北市課長、高橋主幹
(4)生活環境保全課 高濱課長、前田主幹
(5)清掃事業課 丸山課長、大坪主幹
(6)環境エネルギー施設整備課 田中課長、河野主幹
(7)クリーンセンター 峠越所長
- [傍聴者] なし
- [会議次第] (1) 開会
(2) 会長及び副会長の選任について
(3) 審議事項
市川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について
(4) 報告事項
次期クリーンセンター施設整備事業について
(5) その他
(6) 閉会
- [配付資料] 資料1 市川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について
資料2 答申(令和2年12月)
資料3 将来人口推計について
資料4 市川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(素案)
資料5 次期クリーンセンター施設整備事業について
- [会議概要] 配付した資料に基づき、事務局から説明及び報告を行い、これに対して各委員が意見や質問を申し述べる形式で審議会を進めた。

〔会議詳細〕

【開 会】 午前 10 時 15 分

塚原課長：改めまして、本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

循環型社会推進課長の塚原と申します。よろしくお願いいたします。

長時間に渡りますので着座にて進行を進めさせていただきます。

まず、はじめに本日の会議の進行についてですが、令和 4 年 7 月付で議会議選出以外の委員の方を新たに委嘱させていただいたため、改めて、会長及び副会長を選任する必要がございます。

会長を選任するまでの仮議長として、私が進行を務めさせていただきたいと存じますが、皆さまよろしいでしょうか。

— 各委員「異議なし」の声での承認 —

ありがとうございます。

それでは、ただ今より「第 95 回市川市廃棄物減量等推進審議会」を開会いたします。

本日の会議には、委員 15 名のうち半数以上の委員がご出席されていますので、本審議会規則第 3 条第 2 項に定める会議開催の要件を満たしており、本会議は成立いたします。

なお、本日の議題の中には、非公開情報が含まれておりませんので、公開会議であることをご了承ください。

本日、傍聴人の希望はありませんので、このまま進めさせていただきます。

— 各委員「異議なし」の声での承認 —

【会長の選任】

塚原課長：それでは、会長及び副会長の選任を行います。

会長及び副会長につきましては、本審議会規則第 2 条において、「委員の中から互選する」こととなっております。

はじめに、会長を選任したいと存じます。委員の皆さまから、立候補又は推薦がございましたらお願いいたします。

安東委員よろしくお願いいたします。

安東委員：おはようございます。

私もこの審議会には長く携わっていますが、三橋委員は本当に長い間、会長を務めてこられた実績がありますので、私は三橋委員を会長に推薦します。

塚原課長：ありがとうございます。

他にご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは三橋委員に会長をお願いしたいと存じますが、皆様よろしいでしょうか。

— 各委員一同拍手 —

塚原課長：ありがとうございます。

では三橋委員、よろしく願いいたします。

— 三橋委員、会長席へ移動 —

三橋会長：引き続き、この審議会の会長として務めさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

塚原課長：ありがとうございます。

それではこれ以降の議事進行は、当審議会規則第3条の規定に基づき、三橋会長に議長をお願いいたします。

会長、お願いいたします。

【副会長の選任】

三橋会長：それでは、副会長の選任ということでございます。

委員の皆さまから立候補や推薦がありましたら、お願いいたします。

どうぞ。

官方委員：おはようございます。委員を務めております官方と申します。

今まで三橋会長と長くコンビでやっておられた松本委員を、強く推薦いたします。

よろしくお願い致します。

— 各委員一同拍手 —

三橋会長：松本委員、よろしいでしょうか。

松本委員：はい。よろしくお願いいたします。

三橋会長：それでは、副会長に松本委員を選任することに決まりました。

— 松本委員、副会長席へ移動 —

三橋会長：それでは、松本副会長から、一言お願いいたします

松本副会長：おはようございます。

長年、三橋先生にはお世話になりっぱなしでございますが、また今回も大変恐縮でございますが、副会長の重任を務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

三橋会長：ありがとうございます。

では、これから、審議会を始めます。

その前にまたいくつかお知らせをいたします。

先日エジプトでCOP27が開かれましたが、日本の存在が非常に小さかったですね。

岸田総理が会場に駆けつけて、一言でも二言とでも日本の立場を説明するべきだったのではと思いますが、そのようなこともなく、おそらく先進国の中では一回りも二回りも遅れてしまったということで、担当している環境省の職員の方ががっかりしていました。

岸田首相の前の菅首相の時は、河野氏と小泉氏の2人が頑張り、環境問題は前進しました。2050年の二酸化炭素ゼロを目指してやるべきことを積極的に推進して、日本も変わったかなと思いましたが、岸田さんになってから全く逆の動きが強まってきてしまいました。

これはある意味では非常に残念ですね。

それともう一つ。最近、新聞やテレビで「GX」という言葉が良く使われています。グリーントランスフォーメーションですか。いわゆる環境対応をするために、今のデジタル技術を積極的に活用しようということです。トランスフォーメーションのことを、欧米では一般にXと表現していて、本当は、「GT」という言葉を使うのが正解ですけど、「GX」という言葉を使っていますね。

最近では、「GX」のGはグリーンではなく、原発ではないかというような批判も出ています。

これまでの歴代首相は、原発をできるだけ少なくしていこうということで

合意ができていましたが、岸田さんが就任してから、ちょうどロシアのウクライナへの侵攻を機会に、あっという間に原発推進路線に変わってしまいました。これもまたひどい話で、本来ならば、国会で十分に議論しなければいけないことですが、閣議決定で決めてしまいました。最近では主要国でも、本来なら議会で議論すべき話が、大統領署名などの形の臨時措置が横行しています。

日本も閣議決定ということで、国会で議論する前に閣議で決めてしまって、それが政策としてまかり通っており、非常に困ったことですね。

ただ、地震大国の日本で原発の推進が果たして可能かという点、なかなか難しい側面があります。危険が伴うことではありますが、現在、最長 60 年ということが決められている原発の運転期間について、補修をして 10 年ぐらい延ばそうという動きが出ています。

これは、2050 年カーボンニュートラルに向けた流れの中では、やむを得ないかなというような見方もあります。

また、小型の革新軽水炉を作るという構想も打ち出しています。しかしこれは、技術的にはほぼ不可能だと思います。おそらく稼働しても 2050 年以降になると思います。ただ、今の軽水炉の小型化というのが 2030 年半ばか 2040 年代初めに稼働してくる可能性がありますので、2050 年カーボンニュートラルには少しは貢献するかもしれません。

そういうことですが、地震大国において原発の技術というのは科学的には非常に未成熟な技術であり、「核のごみ」と言われる高レベル放射性廃棄物一つ適正な処理ができないわけです。そのようなことで、岸田さんの支持率はどんどん下がっていますが、思いつきの閣議決定のような形で、議論もせず決定していくというのは、民主政治上、非常に悪いやり方が横行しており、岸田批判の一つになっているのかなと感じます

岸田首相の近くにおそらく良いブレーンがいないのでしょうかね。安倍さんの時には、菅さんという非常にしっかりした官房長官がいましたが、そういう人がいないので、自分の独断でやってしまったような感じで、追い詰められている状況だと思います。

それでは、審議に入りたいと思います。

お手元の式次第の中で、審議事項としては、市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について、それから報告事項として、次期クリーンセンター施設整備事業について、それからその他というようになっています。

審議事項 1、これは資料の 1～4 になります。

はじめに、市川市一般廃棄物ごみ処理基本計画の改定について審議をお願いします。

それでは、資料の説明をお願いします。

【審議事項（１）】（資料 1～4 市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について）

塚原課長：資料の説明をさせていただきます。

まず、市川市一般廃棄物処理基本計画の改定について、資料 1 に沿ってご説明いたします。

資料 1 をご覧ください。まず、これまでの経緯についてです。

現在の市川市一般廃棄物処理基本計画は、平成 27 年度に策定をしております。令和元年度には、計画の改定における基本的な考え方等について、当審議会に諮問をいたしました。

第 87 回から第 92 回までの 6 回の審議を経て、令和 2 年 12 月に答申をいただいております。

以前も当審議会でご指摘をいただいておりますように、現計画を策定した際の人口推計は現在のもので大きく乖離をしております。

今回の計画においては、市川市総合計画第三次基本計画（案）の中で示された新たな人口推計と、実際のごみの排出量の推移等をもとに、改定をしております。

続きまして、次期計画の概要について説明をさせていただきます。

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、長期的・総合的視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための、基本的な方針を定めるものです。

計画期間としましては、はじめに答申をいただいた次の年、令和 3 年度から令和 12 年度の 10 年間で予定しておりましたが、人口推計が実際の人口と大きく乖離していたため、今年 10 月下旬に市川市総合計画第三次基本計画（案）の中で示された新たな人口推計を用い、実際のごみ排出量の推移等を踏まえて計画の改定案を作成し、計画期間は令和 5 年度から令和 12 年度の 8 年間の計画としております。

次に基本方針について、説明をさせていただきます

計画（案）の基本方針では、現計画を踏襲しております。

4 つの柱を掲げており、まず 1 つ目は、「ライフスタイルの変革によるごみの発生排出抑制」です。

2 ページ目をお願いいたします。

2 つ目は、「分別の徹底による、ごみ焼却量の削減と、高度な資源化の推進」です。

3 つ目は、「環境負荷の少ない効率的で安定したごみ処理体制の構築」です。

4 つ目は、「市民、事業者、行政の適切な役割分担と協働による推進」です。

この 4 つの方針に基づき、ごみ処理の推進を図ってまいります。

次に、数値目標です。中段の表をご覧ください。

ごみ量の将来推計及び新たなごみ減量・資源化策の実施により見込まれる効果などを踏まえて、令和 12 年度を目標年次とした数値目標を、次のとおり設定しております。

1 人 1 日あたりの排出量の目標についてです。

家庭系ごみ、家庭系資源物、事業系ごみについて、過去の実績等を踏まえた推計と、新たな削減策を行うことによって、見込まれる効果を勘案して設定をした数字となっております。令和 12 年度の目標値を 720 g 以下とします。

令和 2 年度と比較して 65 g の削減を目指すものとなっております。

次に、資源化率についてです。

資源化率の目標値は、国の廃棄物処理基本計画や、千葉県廃棄物処理計画の目標値も参考に、分別の促進や、焼却灰の再資源化を進めることにより、令和 12 年度の目標値を 30% 以上とします。令和 2 年度の実績値から約 12% の向上を図るものです。

次に焼却処理量についてです。

焼却処理量の目標値は、10 万 3 千 t 以下とします。ごみの発生排出抑制と可燃系の資源物の分別の促進を図ることにより、焼却ごみを令和 2 年度の実績から、約 12% の削減を図るものです。

次に、最終処分量についてです。

最終処分量の目標値は 3,700 t 以下としております。最終処分場を有していない本市の状況を踏まえて、発生排出抑制、分別の徹底等に加えて、焼却灰の再資源化を拡大することにより、令和 2 年度の実績から約 75% の大幅な削減を目指すものです。

次に目標を達成するための施策について、説明をさせていただきます。

目標を達成するため、計画策定から概ね 5 年間において重点的に取り組む 13 の施策を掲げております。

資料 4「素案」では、第 4 章、4-1、ページ数で言いますと、28 ページから 31 ページに示しております。

なお、網掛けの部分は、新たな施策や修正等を加えたものになります。本日も配りをさせていただきました「参考資料」は、こちらの施策を進めていく

上で、更に具体的な施策などのページを記載していますので、ご参考にしていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

(1)「分別の徹底に向けた広報・啓発の強化」についてです。

燃やすごみに含まれる資源化可能なプラスチック製容器包装類、紙類、布類の分別排出を促進するため、分別の徹底に向けた広報・啓発を強化します。具体的な取り組みとしましては、分かりやすい広報と顔の見える啓発の充実、アプリ等の ICT を活用した広報啓発、環境学習を通じた周知啓発を行います。

この項目に関連する具体的な施策は、資料 4「素案」の 39 ページ、53 ページ、54 ページに記載しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

(2)「食品ロスの削減」についてです。

食品ロスの削減に向けた取り組みを推進いたします。

具体的な取り組みとしましては、広報・啓発の強化、学校での食品ロス学習の実施、フードドライブの普及・促進、事業者との連携・協働を進めてまいります。

この項目に関する具体的な施策は、資料 4「素案」の 35 ページに記載しております。

続きまして 3 ページ目をお願いいたします。

(3)「プラスチックごみの削減」についてです。

海洋汚染や地球温暖化などの様々な環境問題に関係するプラスチックごみを削減するため、市民のライフスタイルの変革につながる取り組みや、事業者との関係を強化いたします。

具体的な取り組みとしましては、プラスチックごみ削減と分別排出の徹底、事業者との連携・協働を進めます。

この項目に関連する具体的な施策は、資料 4「素案」の 34 ページに記載しております。

(4)「リユースの促進」についてです。

リサイクルよりも優先順位の高いリユースの促進を図ります。

具体的な取り組みとしましては、リユース文化の普及・啓発、リユースショップ、フリーマーケット、フリーマーケットアプリ等の活用促進を行います。この項目に関連する具体的な施策は、資料 4「素案」の 36 ページに記載しております。

(5)「経済的手法の活用」についてです。

さらなるごみの減量・資源化の促進の観点から、今後、ごみ有料化制度の導入に向けた検討を継続していきます。

この項目に関する具体的な施策は、資料 4「素案」の 37 ページに記載しております。

(6)「事業系ごみの減量・資源化対策」についてです。

ごみの減量・資源化に関する排出事業者責任の徹底を図るため、事業系ごみの減量・資源化を進めます。

具体的な取り組みとして、排出事業者への広報・啓発の強化、資源物や産業廃棄物が混入したごみの搬入対策、資源物等のクリーンセンターの受け入れ基準の見直しを進めます。また、市役所における率先行動として、庁内の紙ごみの資源化にも取り組んでいきたいと考えております。

この項目に関連する具体的な施策は、資料 4「素案」の 36 ページ、41 ページ及び 47 ページに記載しております。

(7)「新たな資源化品目の検討」についてです。

資源化の促進に向けて、新たな分別資源化品目を検討します。

検討対象としましては、製品プラスチック、生ごみ、紙おむつ等を考えております。

この項目に関連する具体的な施策は、資料 4「素案」の 40 ページに記載しております。

(8)「高齢者等世帯ごみ出し支援」についてです。

高齢者社会等に伴い、ごみ集積所等へのごみ出しが困難な世帯を支援するため、高齢者等世帯ごみ出し支援体制を強化します。

具体的な取り組みとしましては、高齢者等の見守りに配慮した体制の強化、支援対象の拡大の検討をまいります。

この項目の関連する具体的な施策は、資料 4「素案」の 45 ページに記載しております。

(9)「エネルギーの地産地消」についてです。

これまで利用先が特定されていなかった廃棄物発電など、地域内で発生した再生可能エネルギーの地域内での有効利用を図ります。

この項目に関連する具体的な施策は、資料 4「素案」の 43 ページに記載しております。

(10)「不適正排出・不法投棄対策の強化」です。

ごみの減量・資源化及び適正処理を協働で進めていくための前提となる、排出者の役割・責任の徹底を図るため、基本的な排出ルールに違反したごみへの対策を強化します。

具体的な取り組みとして、未然防止対策の強化、不法投棄の防止、単身世帯の対策を行います。

この項目に関連する具体的な施策は、資料 4「素案」の 46 ページ、47 ペー

ジに記載しております。

(11)「効率的な収集体制の推進」です。

社会情勢の変化等に適切に対応しつつ、ごみの排出量等を考慮した効率的な収集体制を推進します。

この項目に関連する具体的な施策は、資料 4「素案」の 45 ページに記載しております。

(12)「クリーンセンターの建替え」です。

将来に向けて安定したごみ処理体制を確保するため、稼働後約 30 年が経過する、クリーンセンターの建て替えを進めます。

この項目に関連する具体的な施策は、資料 4「素案」の 49 ページに記載しております。

(13)「災害時におけるごみ処理体制の強化」です。

市川市災害廃棄物処理計画の実効性を向上させ、災害時におけるごみ処理体制を強化します。

具体的な取り組みとして、災害時における初動体制の整備、近隣市や民間事業者等との連携、災害廃棄物の仮置き場の確保について検討します。

この項目に関連する具体的な施策は、資料 4「素案」の 51 ページに記載しております。

これらの施策に取り組みまして、令和 12 年度までの目標達成を目指しております。

以上で、一般廃棄物処理基本計画の改定についての説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

【報告(1)】(資料 1～4 市川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について)の質疑応答

三橋会長：ありがとうございました。

非常に多方面な一般廃棄物処理基本計画の改定について説明を受けましたが、今のご説明の中で疑問に思われることや、これはこういうことなのかという確認事項も含めて、順次ご発言ください。

いかがでしょうか。

宇仁菅委員：重点的に取り組む事項について、非常に網羅されていてとても大事な

施策、取り組みだと思いますが、ご検討いただきたい点が 2 点あります。

1 点目は、地球温暖化対策に関連して、最初に会長からお話がありました

ように、2050年カーボンニュートラル、日本全体で2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするという目標があります。

そのためにまず、2030年に46%削減としている国際公約を達成するために国全体で対策を進めていますので、自治体においてもその方向で施策を打っていく必要があります。そのことに対する認識、対応が抜けておりますので、この時期に計画を策定するのであれば盛り込んでいただきたいと思います。

2点目は、今年4月に施行されたプラスチック資源循環法では、各自治体においてプラスチックごみを徹底的に分別収集し、資源として活用することが定められており、循環型社会形成推進交付金の交付要件にもなっています。

クリーンセンターの建て替えにあたっては、容器包装プラスチック以外のプラスチックの分別収集について、検討いただければと思います。

以上です。

三橋会長：いかがでしょうか。

国の大きな目標である、2050年のカーボンニュートラルに関連づけると深みが出てくるということが1点目です。

また、2点目のプラスチックの件についてお答えできればお願いします。

塚原課長：循環型社会推進課から回答させていただきます。

まず1点目については、カーボンニュートラルと今回の一般廃棄物処理基本計画の兼ね合いになるかと思っております。

本市では、今年の2月に市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定しております。

この事務事業編とは、市役所の業務を事務部門と事業部門に分け、どのように地球温暖化対策を実行していくかという計画でございます。

その事務事業編と一般廃棄物処理基本計画は、同じ課の中で策定した計画であり、今回のごみ減量施策を実行したことによって、2050年のカーボンニュートラル、もう一つは2030年の市川市の事務事業においては50%削減をするという兼ね合いを取っております。1点目の質問に関してはそのようなご意見であります。

2点目については、プラスチック新法に伴う製品プラスチックの資源化等についての質問だと認識しております。

東京都では、製品プラスチックの資源化等を進めているところもいくつかあると伺っています。

本市では、プラスチック容器包装類の資源化については、皆さまご存知の通り進めておりますが、製品プラスチックについては、受け入れ先等を探すところから始める必要があると認識をしております。

また、収集品目が追加されたことによって収集方法や、受け入れ先の処分費等のコストを踏まえて今後検討していきたいと考えております。

回答としては以上となります。よろしくお願いたします。

三橋会長：よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

河井委員：ご説明ありがとうございます。

数値目標のところの資料 1 の 2 ページ目で、例えば 1 人 1 日あたり排出量の令和 2 年度実績は 785g ですが、目標数値は 720 g とかなりアグレッシブに攻めているなと感じます。また、最終処分量は、令和 2 年度実績から約 1 万トン減らす目標を掲げています。

これについては具体的に市民の方に何をしてもらえれば 720g を達成するのかというイメージをお持ちだと思いますので、それをうまく伝えていくべきではないでしょうか。

行政計画ですので、行政は計画を作ることに集中しがちですが、実際には、市民や事業者が取り組むこととなります。基本計画に基づく実行計画の中で整理されているのかもしれませんが、市民や事業者が取り組んでもらうことを伝えていければと思います。

先ほど、最終処分量を減らすために、焼却灰の再資源化をされるということでしたが、行政コストがかかることですから、市民に対しては、「実はこういうことだから、お金もこれくらいかかる」ということを説明していかないと、市民同意が得られないのかなと思います。

一方で、最終処分場がないので、遠くに運んで埋め立てるのも資源化をするのも、実はそれほど費用は変わらないという説明はあると思います。

いきなり数字だけで説明しても、おそらく市民の方はピンと来ないので、どういう意味を持つ数字なのかということを説明してあげれば、取り組みやすいのかなと思います。

ぜひ市民や事業者の方に、「市川市はこういう状況なので、このような形で取り組んでいきます。そのためには皆様にこういうことをして欲しいです。」というのが伝わればと思いましたので、ご意見させていただきました。

三橋会長：いかがでしょうか。

塚原課長：ありがとうございます。

まず 1 人 1 日あたり排出量 720 g という目標値については、お話の通り市民・事業者・市が一丸となって目指す数字として設定しています。

これまでも啓発等は行ってまいりましたが、コロナの関係で環境フェア等のイベントが実施できていないこともございました。

今後ご指摘の通り市民にとって分かりやすい周知を実施し、「こういうことをやると、これくらい最終処分量が減ります。そのためには、これくらいの金額がかかります。」という点を、分かりやすく啓発していければと思っております。

また、ICTを活用した啓発も、現在検討しております。

回答としては以上になります。

河井委員：ありがとうございます。

三橋会長：ただいまのご質問もそうですが、例えば、1 人 1 日あたりの排出量を 760 g にするという数字を掲げた場合に、その 760 g の意味づけが書かれていると、その数字が生きてくるのかと思います。ただ 760 g という数字を掲げるのではなく、それが日本の中でどのぐらいの位置を占めているのか、市川市の数字が非常に進んでいるのか、そのような視点も重要だと思います。

あまり細かく計画に書き込むと、市民が行動しなくなってしまうこともあり、バランスは難しいとは思いますが。

掲げた数字の意味づけを市民に分かりやすい形で説明して欲しいということだと思いますので、よろしくお願ひします。

塚原課長：ありがとうございます。

1 人 1 日あたり排出量の比較については、資料 4 の参考の 6 ページに調査結果を掲載しております。

会長からお話いただいた通り、本市の 1 人 1 日あたりの排出量は、全国平均や千葉県平均より低くなっております。

また、人口に幅がございますが、10 万人以上 50 万人未満の市町村における上位 10 市には入っておりません。

なお、50 万人以上の自治体で見ますと、京都市で 759 g という大変優れた結果となっております。仮にこの 50 万人以上という人口区分で、1 人 1 日あたりの排出量を比較しますと、本市の 785 g は全国で 4 番目に少ない数字となっております。

これは市民の方に頑張っていたいただいた結果ですが、人口 10 万人以上 50 万

人未満という同じ区分に含まれる自治体の中には、本市以上に削減を進めている自治体も多くあるため、我々としてはそのようなところを目標にしていきたいと思います。

かつ、こういった結果も用いながら、市民にお示しできればと考えております。

以上でございます。

三橋会長：ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

井上委員：環境学習を通じた周知ということですが、市民を対象としたもの、学校教育におけるものなど、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

三橋会長：事務局お願いします。

北市課長：生活環境整備課長の北市でございます。

現状では、学校での啓発と併せて、例えば自治会を対象とした市民向けの出前事業等を進めているところですが、それらをさらに推進していきたいと考えております。

以上でございます。

三橋会長：よろしいですか。

井上委員：具体的に書かれていたかと思いますが、そうすると自治会の考えによって、出前授業を実施するところとしないところが出てくるかと思いますが。

小学校においても、例えば高学年を対象としたものなどありましたら、教えていただきたいと思います。

三橋会長：いかがでしょうか。

北市課長：環境に取り組む授業がちょうど小学4年生ということもございまして、それに合わせて小学4年生を対象として出前授業を実施しています。

年齢に応じた啓発も重要であると認識していますので、中学生や高校生をターゲットにした授業について、今後、検討していきたいと思います。

三橋会長：中学生向けでも高校生向けでも、環境教育は様々な形があつて良いかと思ひます。

教育委員会がどの程度熱心に取り組んでいるかということもありますが、このような問題提起があつたということで、小学校以外に中学校や高校でも、生徒が飽きずに熱心に聞いてくれるように工夫して環境教育を行つていくことも検討課題にしてください。

他にいかがでしょうか。

松本委員：食品ロスの削減の項目の中で、学校での食品ロス学習の実施という項目がありますが、私も今回、消費者庁の食品ロスアドバイザーを受講させていただきました。たまたま息子が学校関係ですので、ぜひ食品ロスについての話をしたいという依頼が昨年ありました。学校等でも、食品ロスの授業を依頼しているのでしょうか。

北市課長：例えば、スケルトンパッカー車を用いて小学校で出前授業を実施し、ごみの減量と併せて食品ロスについて考えてもらっています。また、「家庭で食事を作りすぎない」「作ったものを食べきる」といった啓発を進めているところです。

以上でございます。

松本委員：ありがとうございます。

今、3010 運動が盛んに言われております。子どもたちは給食がありますので、大人の 3010 運動を子どもたちに普及する方法を考えていただければありがたいなと思ひます。

ありがとうございました。

三橋会長：よろしいですか。

岩井委員：資料 4 の参考 10 に日程が書いてございます。パブリックコメントを来年実施し、その後にもう一度最終的に審議会を開催し、4 月、5 月に正式なものにまとめるのでしょうか。日程的なことを確認させてください。

塚原委員：循環型社会推進課から回答させていただきます。

今後の策定のスケジュールについて説明させていただきます。

今回ご審議いただいた内容を踏まえまして、次はパブリックコメントを予定しております。

その結果を踏まえまして、年度末でお忙しいところ申し訳ありませんが、3月中旬以降にもう一度お集まりいただき、今回の審議会及びパブリックコメントにおけるご意見を紹介させていただく予定です。そこで問題がなく、ご了承いただければ、令和5年度から計画をスタートさせていただこうと考えております。以上でございます。

岩井委員：はい、了解しました。

三橋会長：その他、何かございませんか。

それでは、私の方から一つよろしいでしょうか。

リユースの促進は非常に重要だと思いますが、我々昭和世代と今の世代とでは、物に対する考え方が非常に違っていますよね。

先日、取材の関係で下北沢に行ったところ、衣料品関係のお店が沢山出店しており、若者が自分の服をいくらで買い取ってくれるか交渉している光景を目にしました。

市川市の循環型社会推進課の職員には、昭和世代以外の若者はいるのでしょうか

塚原課長：私が昭和世代ですが、課内では昭和世代の方が多いかなと思っております。

三橋会長：私も昭和のまさに真っ盛りの世代ですが、当時は新品を買うという世間の流れが非常に強いわけですね。

1回使ったものはあまり使いたくないという風潮がありましたが、今の若者たちは全く違いますよね。

そうすると、例えばフリーマーケットのようなものを市川市の商店街の一部で開催してみるといった、若者を対象にしたリユースのきっかけ作りを将来の検討課題としてみてはいかがでしょうか。

やはり昭和世代の物の考え方は若い先生方と開きがあり、その考え方メインで作った計画が果たして完璧かどうかという疑問もあります。これは私の個人的な意見としてお聞きいただければ幸いです。

塚原課長：ありがとうございます。

以前、市川市リサイクルプラザがコルトンプラザの向かいの線路下で営業していた時は、線路下でフリーマーケットを頻繁に開催していました。新型コロナウイルスの感染拡大により、今は大勢の人が集まることを避け

ている傾向がありますが、三橋会長のお話の通り、直接コミュニケーションを取りながら売買することも重要と考えているため、今後検討していきたいと思います。

ご意見ありがとうございました。以上でございます。

三橋会長：その他いかがでしょうか。

議論は大分出尽くしたかなという感じもありますが、これだけは言っておきたいということがありましたら、お聞かせください。

特にないようですので、次のテーマに入りたいと思います。

次期クリーンセンター施設整備事業についてご説明下さい。

【報告事項（１）】（資料５ 次期クリーンセンター施設整備事業について）

田中課長：環境エネルギー施設整備課長です。どうぞよろしくお願いいたします。

資料５をお願いいたします。

クリーンセンター整備運営事業の再開のご報告をさせていただきます。

まず、次期クリーンセンターの整備に関するこれまでの事業経過についてでございます。

平成６年４月に稼働いたしました現クリーンセンターは、令和５年度まで稼働期間を延長するために、延命化工事を行いました。

その後、平成２６年度に建て替えを決定して、平成２７年度から建設に必要な各種調査を実施して、平成２８年１月には施設整備基本構想、平成２９年３月には施設整備基本計画を策定し、整備計画を進めてまいりましたが、平成３０年１１月、建設価格の高騰を理由に事業の延期を決定いたしました。

令和２年１２月には、本日の資料２の通り、クリーンセンターの建て替えに関して、本審議会から、適切な時期に事業を再開すべきとの答申をいただいております。

この度、事業再開の始まりとなります、次期クリーンセンターの事業者選定に向けた支援業務委託に関して、先日、コンサルタントとの契約を締結したことにつきまして、ご報告いたします。

次に、２の施設整備に係る基本方針についてでございます。

施設整備基本構想において、五つの基本方針を定めております。

１の「効率的に熱エネルギーを回収する施設とする」では、高効率蒸気タービンによる発電を行います。

２の「安全性・安定性に優れた施設とする」では、焼却炉について、ストー

カ式、3炉構成といたします。

3の「災害に対して強靱な施設とする」では、水害や地震に強い施設を目指すとともに、災害廃棄物の処理にも対応いたします。

4の「市民への情報発信の拠点となる施設とする」は、環境学習施設を想定しております。

5の「経済性に優れた施設とする」では、DBO方式を採用するほか、適正な規模での整備を行い、建設費の縮減に努めてまいります。

施設整備基本構想を踏まえ、策定いたしました施設整備基本計画に沿って事業を進めていく考えでございます。

次に、左下のストーカ式焼却炉についてでございます。

本市では、全国で実績があり、安定した操業が行われているストーカ式焼却炉を採用いたします。

ストーカ式焼却炉とは、主に階段状に配置した火格子（ストーカ）を前後に動かしながら、効率よくごみを燃焼させる方式の焼却炉で、ストーカ式焼却炉には、ほかに回転式火格子などがあります。

また、炉数は3炉で計画しており、環境アセスはこの条件で予測評価をしております。

次に、右下の図は、DBO方式の概念図です。

次期クリーンセンターの整備、発注方法は、「デザイン（設計）」「ビルド（建設）」「オペレート（運営）」の頭文字を取った、DBO方式を採用することとしております。

この方式は、市が資金を調達し、所有権を有したまま、施設の設計、建設の一括発注に加えて、運営も含めて、民間事業者へ包括的に発注する方式です。今日では、このDBO方式は一般廃棄物処理施設の整備では、一般的な発注方法となっております。

次のページをお願いいたします。

3の施設規模についてでございます。

左から、令和2年度の実績、施設整備基本計画における令和6年度計画値、一番右が次期クリーンセンター稼働予定の令和12年度計画値となります。施設規模につきましては、本審議会でご審議いただいております、市川市一般廃棄物処理基本計画で設定する焼却処理量に基づき決定するもので、今後改定が行われた後に再設定をします。

次に、4の整備スケジュールについてでございます。

今後、コンサルタントの支援を受けながら、次期事業者となるプラントメーカーの選定作業を進め、選定期間は令和6年9月を予定しています。

その後、選定したプラントメーカーが実施設計を行い、建設工事期間は約5

年半、稼働は令和 12 年度を予定しております。

次期クリーンセンター整備運営事業の再開に関するご報告は以上でございます。

三橋会長：市川市次期クリーンセンター整備についての説明がございました。

この説明について、何かご質問や確認事項があればお出してください。

はい、どうぞ。

河井委員：ご説明ありがとうございます。確認をさせていただきます。

施設規模に関して、令和 12 年度については変更予定とのことですが、令和 6 年度の計画値では、破砕機の能力を 21 t まで下げるのには何か理由があるのでしょうか。

田中課長：現行の市川市一般廃棄物処理基本計画で破砕処理の処理量を定めておりまして、その中で 1 日 21 トン、年間 4,100 トンという設定をしております。今回、ご審議いただいている計画においては、年間処理量を 5,300 t としておりますので、この数字からは少し動くと考えております。

河井委員：ありがとうございます。

様々な自治体から、粗大ごみの受け入れが非常に混雑しているということや、量が多くて処理が間に合わないというお話を伺っています。

焼却へどれくらいの影響があるかは別にして、破砕処理量に余裕を持っていたほうがよろしいかと思い、このような質問をさせていただきました。

以上です。

岩井委員：費用のことですが、平成 30 年に価格高騰のために事業延期を決定したときには、どれくらいの予想金額だったのでしょうか。現在は 460 億、470 億という数字が出ていますが、前の数字を教えてください。

田中課長：環境エネルギー施設整備課です。

平成 30 年 11 月に延期したときには、400 億円を超えた程度という想定でございました。

以上でございます。

岩井委員：そのあたりは、難しい政治的な判断があると思います。

今になって 460 億、470 億になるということで、当時は高いと言っていました。

たが、今になってみるとあの時の方が 50 億安かったという判断もできるのかなと思いますが、資金的にも難しかったのかもしれないね。

はい、ありがとうございます。

三橋会長：なかなか難しいところですね。

他にいかがでしょうか。

宇仁菅委員：確認ですけども、最後の図にあるように、建設計画地は現在のクリーンセンターの隣ということで確定しているのでしょうか。

田中課長：環境エネルギー施設整備課長です。

ただいま委員のおっしゃる通り、現クリーンセンターの隣に設置をする予定でございます。

以上でございます。

三橋会長：それでは、これは中間報告というような形で委員の皆さんには聞いていただき、また進捗があれば、その時に審議会で報告していただくということで、よろしく願いいたします。

本日の審議事項、報告事項は終わりました。様々な議論が出たと思いますが、最後に全体を通してご質問があればお申し出ください。

よろしいでしょうか。

それではなさそうなので、最後にその他について事務局から説明して下さい。

【その他】

青木主幹：次回の審議会につきましては、改めて連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、本日車で来られた方は駐車券を無料処理といたしますので、まだ事務局に渡していない方はお申し出いただければと思います。

以上です。

【閉 会】

三橋会長：それでは、以上をもちまして、第 95 回市川市廃棄物減量等推進審議会を閉会いたしたいと思っております。

委員のメンバーかなり変わられて、今日は遠慮して聞き役に回った方も多

いのではないかと思いますけれども、次回、活発にご意見をお出してください。
長い時間ありがとうございました。これで閉会いたします。

(閉会:午前 11 時 50 分)